

## 第14章 準備書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

### 14.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解

準備書に対する神奈川県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 14.1-1 に示すとおりです。

表 14.1-1(1) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

| 神奈川県知事の意見   | 都市計画決定権者の見解   | 本文参照頁  |
|---|---|--|
| <p>1 総括事項</p> <p>本事業は大規模な改変により、広大な草地や水辺など自然環境及び田畑の消失が懸念されるが、動物・植物・生態系の環境保全措置について、イメージや観念的なものが多く、準備書の段階においても具体化していないものがあつたため、評価書を作成する段階では、その時点で具体化したものについては、できる限り評価書に記載すること。また、計画を具体化するに当たり、その内容及びそれが適切なものかどうかについて、適宜、関係住民等に丁寧に説明すること。</p> <p>以上のことから、評価書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p> | <p>環境影響評価書（以下、評価書という。）における動物・植物・生態系の環境保全措置について、評価書作成時点で具体化した内容（創出する具体的な環境区分や、その配置、創出環境の面積、平面・断面イメージ、創出に際しての留意点等）を記載しました。</p> <p>また、環境保全措置の計画を具体化するに当たり、その内容等について、今後、説明会等において、関係住民等に丁寧に説明していきます。</p> | <p>P. 9. 10-142<br/>～153<br/>P. 9. 11-49<br/>～56<br/>P. 9. 12-21<br/>～30</p> |
| <p>2 個別事項</p> <p>(1) 騒音</p> <p>ア 騒音に係る事後調査について</p> <p>事業者は、道路交通騒音について、工事用車両の分散により低減する計画としているが、道路交通騒音が高い地域における長期の工事となることから、騒音の事後調査を実施し、環境保全上の問題がないよう努めること。</p>   | <p>事後調査の必要性の検討にあたっては、「環境影響評価法」に基づく「改正主務省令」第32条に基づき判断することとしており、本事業においては、騒音における工事用車両の運行の項目について事後調査は予定しておりませんが、一部の地点で環境基準を超過しているため、モニタリングの実施により環境保全措置の効果を検証します。</p>                                    | <p>P. 11-1、2、5</p>   |
| <p>(2) 生態系</p> <p>ア 相沢川沿いに創出する水辺環境について</p> <p>事業者は、相沢川沿いの一部の区域において、暗渠化した相沢川からの取水により湿地環境や水路等の水辺環境を創出するとともに、観光・賑わい地区等に降った雨を暗渠化した相沢川に流入させ、その地区降雨相当分は調整池を経由して下流の相沢川に流すとしているが、具体的な方法等は今後、検討するとしている。</p> <p>相沢川沿いに新たに創出する水辺環境については、保全対象種等の生育・生息に必要な水質や水量及び生物の移動経路としての機能等も、十分考慮した上で具体化を図ること。</p>     | <p>今後、相沢川沿いに創出する水辺環境を検討する上では、公園整備事業者と十分連携した上で、有識者等の助言を踏まえ、保全対象種の生息・生育に必要な水質や水量及び生物の移動経路としての機能等に配慮した構造となるよう検討し、具体化します。</p>   | <p>P. 9. 12-24～27</p>  |

表 14.1-1(2) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

| 神奈川県知事の意見  | 都市計画決定権者の見解  | 本文参照頁            |
|--|--|------------------|
| <p>イ 和泉川源流部の環境保全措置について</p> <p>事業者は、和泉川源流部にホトケドジョウを保全対象種とした生息環境を創出するとともに、環境負荷の少ない地上式調整池を検討するとしているが、具体的な内容はほとんど明らかになっていない。</p> <p>こうしたことから、和泉川源流部に新たに創出する生息環境については、ホトケドジョウの生息に必要な湧水量を考慮するとともに、地上式調整池については、多様な生物を育める水辺環境となるよう工夫すること。</p>                    | <p>和泉川源流部に新たに創出する生息環境については、今後、公園整備事業者と調整を図りながら、ホトケドジョウの生息に必要な湧水量を確保できるよう整備計画を具体化します。</p> <p>また、地上式調整池についても、多様な生物の生息・生育環境の創出に寄与するような調整池となるよう、今後、公園整備事業者と調整していきます。</p> | <p>P.9.12-23</p> |
| <p>ウ 保全対象種等の保全対策について</p> <p>本事業により、事業実施区域内の現況の大部分が改変されるが、保全対象種等の保全手法について、工事スケジュールを踏まえた手順や具体的方法等はほとんど明らかになっていない。</p> <p>こうしたことから、有識者を擁する機関や公園事業者等と十分連携し、できる限り実効性の高い保全対策を計画し実施するとともに、環境教育や環境保全の担い手育成の観点から、早い段階から住民等と十分連携を図り、できる限り生物多様性への影響を減らすよう努めること。</p> | <p>保全対象種の保全手法については、今後、有識者等の助言も参考にしながら工事工程等を踏まえた具体的な時期や方法を決定するなど、実効性の高い計画の立案に努めるとともに地域住民等と連携を図り、生物多様性への影響をできる限り低減するように努めます。</p>                                       | <p>—</p>         |

## 14.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

準備書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 14.2-1 に示すとおりです。

表 14.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

| 横浜市長の意見   | 都市計画決定権者の見解   | 本文参照頁   |
|---|---|---|
| 1 全般的事項   |   |   |
| (1) 関連する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」や「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」、「(仮称)横浜国際園芸博覧会」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討してください。                                    | 工事期間が重複する関連事業とは十分に調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討します。   | —   |
| (2) 評価書の作成に当たっては、環境影響評価審査会に提出した補足資料の内容を踏まえるとともに、補足資料を添付してください。  | 評価書の作成に当たっては、環境影響評価審査会に提出した補足資料の内容や審議を踏まえ、予測、評価等を見直しました。また、提出した補足資料は、資料編に記載しました。  | P. 資料 審査会-1~172   |
| (3) 審査の過程で示された、環境影響評価法に基づく事後調査とは別に行うモニタリングの内容を評価書に記載してください。   | 環境影響評価法に基づく事後調査とは別に行うモニタリングの内容を評価書に記載しました。  | P. 11-1~9   |
| (4) 工事内容（進捗状況、予定等）や本事業に伴う環境情報について、インターネットやその他の適切な方法により市民等へ積極的に情報提供を行ってください。   | 工事内容については、適宜、地元説明会を開催するほか、本事業に伴う環境情報については、必要に応じてインターネットや回覧、現地における看板設置等の多様な手段により市民等に情報提供を行います。   | —   |
| 2 事業計画  |   |   |
| (1) 大幅な土地の改変による湿地、草地などの自然環境や水田の消失に対する環境保全措置の具体性が乏しいことから、評価書作成時点で具体化された内容を可能な限り評価書に記載してください。   | 動物・植物・生態系の環境保全措置については、評価書作成時点で具体化した内容について、可能な限り評価書に記載しました。  | P. 9. 10-142 ~153<br>P. 9. 11-49 ~56<br>P. 9. 12-21 ~30 |
| (2) 調整池の設置に当たっては、周辺の緑との繋がりに配慮してください。特に、調整池4については、可能な限り道路と離隔するとともに周辺での構造的な配慮を評価書に記載してください。また、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業者と生態系の保全や後背地との連続性を考慮した調整池の位置、構造、面積などについて協議してください。 | 調整池については、設置場所の状況や地権者との調整を踏まえ、可能な限り周辺の緑との繋がりにへの配慮に努めます。<br>調整池4については、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業者と生態系の確保や後背地との連続性を考慮した調整池の位置、構造、面積などについて関係者と協議していきます。 | —   |

表 14. 2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

| 横浜市長の意見   | 都市計画決定権者の見解   | 本文参照頁   |
|---|---|---|
| (3) 農業振興地区の盛土による影響と環境保全措置としている「周辺の緑地との連続性の確保」を両立するための具体的な内容や、地権者等との農地や盛土に関する合意形成のプロセスを、可能な限り評価書に記載してください。   | 農業振興地区における造成については、地権者の意向を踏まえ、平坦な農地環境の創出に向けて調整を進めているところですが、引き続き、農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、周辺の緑地との連続性に配慮していく旨、評価書に記載しました。   | P. 2-18   |
| (4) 相沢川沿いに創出する保全対象種の生息環境においては、環境学習の場としての活用も検討してください。なお、検討に当たっては、人の利用と動物、植物、生態系の保全とのバランスを考慮してください。   | 相沢川沿いに創出する保全対象種の生息環境については、有識者等の助言を踏まえ、自然環境保全の観点に加え、人の利用と動物、植物、生態系の保全とのバランスを考慮しつつ、環境学習の場として利用できるよう、検討していきます。   | —   |
| (5) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業の事業計画地内における防災拠点計画とそれに伴う環境配慮を当該事業者引継ぐ際には、多様な生物の生息可能なエリアとヘリポートなど災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、生態系の保全が図られるよう配慮を求めてください。                       | 動植物・生態系への代償措置として、公益的施設用地内に保全対象種の生息環境を新たに創出していきますが、関係部署へ引き継ぐ際には、この生息環境以外で、広域応援活動拠点としての機能が位置付けられるよう、配慮を求めていきます。   | —   |
| <p>3 環境影響評価項目</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>ア 水質</p> <p>大門川の水質については、対象事業実施区域内の流下による自然浄化作用で改善されていると考えられるが、暗渠化に伴い、同作用の喪失が懸念されることから、事後調査結果等に応じて、適切な対策を行ってください。</p> | <p>大門川については、暗渠化に伴い浄化機能が低下するものと思われるため、事後調査等を行い、著しい水質の悪化が見られた場合には、その状況に応じて適切な環境保全措置を講じていきます。</p>  | P. 9. 4-32                                      |
| <p>イ 土壌</p> <p>(7) 汚染土壌の処理、処分、搬出方法及び搬出時の注意点等を評価書に具体的に記載するとともに、汚染土壌の管理を徹底してください。</p> <p>(4) 土壌汚染対策工事に伴う降雨時における汚染土壌等の拡散や地下水汚染の環境リスクを低減してください。</p>           | <p>汚染土壌の処理、処分、搬出方法及び搬出時の注意点等並びに汚染土壌の管理手法について、評価書に具体的に記載しました。また、汚染土壌の管理を徹底して行います。</p> <p>土壌汚染対策工事に伴う降雨時において汚染土壌等が拡散しないよう、必要に応じて、集水桝の設置や養生シートの敷設等を行います。</p> <p>また、土壌汚染対策工事に伴う地下水汚染への影響を的確に把握できる地点において地下水の水質のモニタリングを実施します。</p> | <p>P. 9. 9-8</p> <p>P9. 4-26</p> <p>P11-7、8</p> |

表 14.2-1 (3) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

| 横浜市長の意見   | 都市計画決定権者の見解   | 本文参照頁  |
|---|---|--|
| <p>ウ 生態系</p> <p>(7) 動植物の移設・移植、播種などに際しては、専門家の助言を取り入れるとともに、積極的に市民参画を図りながら、可能な限り保全に努めてください。</p> <p>(4) 評価書の作成に当たっては、対象事業実施区域周辺の生息・生育環境を含めた地域個体群の維持に関する考え方について、より具体的に評価書に記載してください。</p>          | <p>動植物の移設、移植・播種などに際しては、今後、専門家等の助言も参考にしながら工事工程等を踏まえた具体的な時期や方法を決定するなど、実効性の高い計画の立案に努めるとともに地域住民等と連携を図ることで、可能な限り保全に努めます。</p> <p>対象事業実施区域周辺の生息・生育環境を含めた地域個体群の維持に関する考え方について、評価書に記載しました。</p>                | <p>—</p> <p>P. 9-10-146<br/>～148</p> <p>P. 9-11-51、<br/>52</p> <p>P. 9-12-23～<br/>25</p> |
| <p>エ 地域社会</p> <p>審査の過程で検討された工事用車両の運行ルートや出退勤時間の分散については、実施可能な工程計画を策定するとともに適切に労務管理を行い、実行性を担保してください。</p>  | <p>工事用車両の運行における環境保全措置に記載のとおり、対象事業実施区域の北東側に工事用車両専用の出入口を設置すること、工事工程の調整や工事受注者に対する指導により、可能な限り混雑時間帯を避けた時間帯に車両を運行させることで、特定の交差点に交通が集中しないように配慮します。</p>  | <p>P. 10-25～39</p>   |
| <p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>ア 騒音</p> <p>関係車両の走行に伴う騒音予測では、一部の予測地点で環境基準を超過していることから、供用後における管理責任の所在を明確にし、供用時の状況に応じてモニタリングを実施するよう管理者に引き継いでください。</p>   | <p>関係車両の走行による影響への対応については、評価書に記載した予測、評価の内容を本市の関係部局等に引継ぎ、モニタリングの実施など、適切な対応策が講じられるように努めます。</p>   | <p>P. 9. 2-36</p>  |
| <p>イ 生態系</p> <p>(7) 新たに創出する生物の生息環境については、日常的に環境の変化を把握するなど、良好な生物の生息・生育環境の維持に努めるよう供用後の管理者に引き継いでください。</p> <p>(4) 地権者等との協議のプロセスを含めた農道の建設計画（舗装、擁壁等）を評価書で可能な限り明らかにするとともに、生態系への影響についても記載してください。</p> | <p>新たに創出する生物の生息環境については、良好な生物の生息・生育環境の維持に努めるよう供用後の管理者に引継ぎます。</p> <p>今後、地権者等と農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、農道の舗装、擁壁等の考え方について、周辺の緑との連続性に配慮し、農耕地周辺に生息する種にとって生息環境の代償となり得るような整備を行えるよう、調整を図っていく旨、評価書に記載しました。</p> | <p>—</p> <p>P. 2-6</p>   |
| <p>ウ 景観</p> <p>農道沿いに建設する擁壁による景観への影響を可能な限り評価書に記載してください。</p>  | <p>評価書で新たに追加した予測地点 No. 7 について、農道沿いに建設する擁壁による景観への影響を記載するとともに、今後、地権者等と農業振興地区の設えについて協議を進めていく中で、擁壁の高さ等による景観への影響も配慮する旨、評価書に記載しました。</p>   | <p>P. 9. 13-38、<br/>39</p>   |

### 14.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

準備書を令和3年6月25日～令和3年8月10日まで縦覧に供し、準備書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果31通の意見書、延べ77件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表14.3-1に示すとおりです。

表 14.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類  | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|---|--|---|
| 事業計画  | <p>環境破壊を止め、持続可能な社会の実現という目標を掲げた世界と手を繋げない、逆を向く計画であることが残念でなりません。経済効果を重視した計画は、持続可能な開発にはなりません。後世によりよい地球を残す努力を、発信力のある横浜で実践するべきです。</p>  | <p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p>  |
|   | <p>現在人間活動によって、地球レベルで温暖化が進み、異常気象が多発しているため、横浜市は自然環境を尊重した新しい「開発のあり方」を世界に向けて発信すべきではないでしょうか。</p>  |   |
|   | <p>上瀬谷通信施設跡地の整備は、花博のためではなく、地元住民や上瀬谷町のためのまちづくりをして欲しい。</p>   |   |
|   | <p>少子化、人口・世帯数減が進む中、自然の破壊を伴う新たな物流地区や観光・賑わい地区、それに伴う道路や交通施設の創設は必要なく、環境保全の見地から、公園等の緑地としての保全、農業振興及び防災目的に限定し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐことを求める。</p>   | <p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> |
|   | <p>旧上瀬谷通信施設の自然環境保全については、平成16年11月に要望書を提出し、当時の中田市長から緑地の確保や自然環境保全について充分考慮していく旨の回答をいただいております。環境を確実に保全できるか不明の工事を実施するとすると、回答とは異なります。貴重な自然環境を次世代に残すために確実に保全することを望みます。</p> <p>テーマパークについては、アメリカの映画会社2社が白紙撤回し、内容は決まっておらず、さらに、新型コロナウイルスの変異株も含む世界的流行と今後も未知のウィルスの流行が懸念されるなか、本当に「テーマパーク」で進めているのかという確認や議論が必要なように思います。</p> |   |
|   | <p>観光・賑わいゾーンは市民にとっては不要、迷惑です。</p>   |   |
|   | <p>この土地に生きている動植物が死に、自然環境や水の流れも変わり、川が死にます。我が子たち、その友達も、「このままにしてほしい」と言っています。未来を殺さないでください。</p>   |   |
|   | <p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>   |   |
|   | <p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>   |   |
| <p>今の自然環境を破壊する土地利用計画を見直すことを求めます。</p> <p>テーマパーク構想をゼロベースから見直すことを求めます。</p> |  |   |
| <p>新交通システムや土地利用計画が長期的に市民の利益になると思えません。現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>    |  |   |

表 14.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類   | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|--|--|---|
| 事業計画   | <p>「脱炭素」という立場からも、里山的な環境として整備し、緑を残して欲しいです。計画を見直して下さい。</p>   | <p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> |
|  | <p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直してください。</p>  |   |
|  | <p>自然を破壊する土地利用計画に反対します。</p>  |   |
|  | <p>自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。</p>  |   |
|  | <p>旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、土地利用基本計画に基づくのではなく「米軍施設返還跡地利用指針（2006年6月策定）に基づいて進めること。現「環境保全計画」では自然も安心・安全も守れない。</p> <p>現在の自然環境を破壊する土地利用計画を見直して下さい。巨大テーマパーク計画構想を見直してください。</p>  |   |
|  | <p>瀬谷区の北部に残された貴重な自然です。今まで区民の憩いの場として使われてきたため、自然を残す方法を考えて下さい。</p> <p>テーマパークは、ドリームランド、Y150博などのように、採算がとれないで赤字になることは、目に見えています。テーマパークで赤字を出したら、責任をとる人はいるのですか。</p>   |   |
|  | <p>昨今は新型コロナウイルスの世界的流行と、今後も未知のウィルスの流行が懸念されるなか、本当に「テーマパーク」で進めていいのかという確認が必要のように思います。市は地権者の方々にこのままテーマパークで進めていいのか聴取するべきではないでしょうか。その際、中立的な人物が地権者一人ひとりに聴取する形をとるべきと考えます。準備書等を見て、地権者の中にも現地の貴重な自然を未来に残すべきと考える人がでてくる可能性も十分あります。</p> |   |
| <p>市民意見の大半が「豊かな自然を残して」と基本方針の見直しを求めている。テーマパーク構想そのものがコロナ渦以前のものであり、しかも提案した民間企業がその構想から撤退しているのに突き進むのは、市民の信頼を得られない。</p> <p>まちづくり協議会との合意形成を図ったうえで、巨大テーマパーク構想をゼロベースから見直し、大規模災害発災時に広域避難場所として確保することはもとより、他都市からの救援物資や災害救助の部隊など受援体制を確保できる首都圏でも貴重な広域の場所を確保すること。</p> |  |   |



表 14.3-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類   | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|------|--|---|
| 事業計画 | <p>最近の環境アセスに関する市の報告書を読んで感じるのですが、自然保護に関し内容が薄いように思えます。このアセスは「花博計画ありき」を大前提に自然保護に影響なし、と結論づけているとしか思えません。山や畑が分断され、都市公園化されるという人間だけの環境でよいのでしょうか。自然保護団体の意見を収録されることを期待します。</p> | <p>都市計画対象事業に係る環境影響評価は、環境影響評価法や横浜市環境影響評価条例に則り適切に進めています。</p> <p>なお、当地区の土地利用計画は、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指すもので、土地利用のひとつとして、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間、SDGsの実現など国際園芸博覧会の理念を継承していく公園を整備していくこととしています。</p> <p>環境影響評価を行うにあたり、専門家や現地市民団体にヒアリングを行いました。また、市民の皆様からいただいたご意見については、今後の事業計画を深める上で参考とさせていただきます。</p>   |
|      | <p>上瀬谷跡地の45%は国有地です。地権者の同意はあくまでも民有地についてであり、多くの市民が自然環境を保全し福祉施設を希望しています。基本計画を見直し自然環境を保全して下さい。</p>   | <p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指しています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公益的施設用地や将来の道路等の公共施設を中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> |

表 14.3-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類   | 意見書の概要  | 都市計画決定権者の見解  |
|------|---|--|
| 事業計画 | <p>上瀬谷基地跡地は、瀬谷に残された貴重な空地です。交通網を通すなど、もつての外で、いつでも自由に使える広場、防災の拠点にし、住民がよりよく利用できる計画にして欲しいです。これ以上、自然破壊はやめて下さい。</p> <p>一部の企業が利益を得る為に、市民の税金を投入してはいけないのではないのでしょうか。</p> | <p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> <p>また、本地区では、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時における広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入れに必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能）としての土地利用等も行っています。</p>  |
|      | <p>このたびの開発計画は、横浜市に残された貴重な環境を根こそぎ破壊するという無謀なものです。モニタリング調査は、形ばかりでした。実際は、10倍以上の動植物が死滅するでしょう。自然に配慮する姿勢がまったく見られない、後世に多大な反省を残す横浜市の愚策です。</p>                          | <p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出する計画としています。さらに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することで生態系ネットワークの確保に資するよう取り組むなど、対象事業実施区域全体で自然環境の質の向上を図っていく方針です。</p> <p>創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p> <p>保全対象種の生息・生育環境の創出、保全対象種の個体の移動、移植・播種については、専門家等の助言を踏まえて実施します。</p> |

表 14.3-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類   | 意見書の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|------|---|---|
| 事業計画 | <p>かつての米軍施設返還跡地利用指針から 180 度転換するようにしてテーマパークを中心としたまちづくりに変えたことについて、市は指針を踏襲しているとしていますが、準備書の内容は踏襲できないことを意味しています。「環境影響の低減が図られると評価します」とありますが、どの程度低減されるのか、具体的にどうなるのか、明確ではありません。猛禽類のような生態系の上位種が生息できるということは優良な自然があることを意味するもので、それをだめにしてしまうような「造成」、その中心となるテーマパーク関係は計画の変更を求めます。以前、市民に示した指針に戻し、首都圏郊外に残された貴重な自然と触れ合える場として自然保護公園のような形で未来に残してください。</p> | <p>本地区では、令和 2 年 3 月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> <p>また、動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出する計画としています。さらに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することで生態系ネットワークの確保に資するよう取り組むなど、自然環境の質の向上を図っていく方針です。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p> |
|      | <p>道の駅計画はありませんか？</p>  | <p>現時点で、本地区に道の駅を整備する計画はありませんが、直売等による「収益性の高い農業」の展開は検討していきます。</p>   |
|      | <p>通信施設跡地の草地にはヒバリが囀り、横浜でも稀になったセッカの繁殖も記録されています。準絶滅危惧種のオオジシギも秋の渡り時期には観察されおり、広大な跡地利用の一部分になります。市民の森に隣接した豊かな自然公園が作られることを強く要望します。</p>   | <p>地区の南東側には公益的施設用地（公園・防災等用地）を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ることとしています。公園内の具体的な内容等については今後、公園事業者とともに検討していきます。</p>  |
|      | <p>お題目でない、市民の安全の立場をつらぬいて、事業を進めて下さい。</p>   | <p>本地区では、令和 2 年 3 月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」において、「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしており、方針の一つとして「将来にわたり、安全安心で、利便性の高いまち」を位置付け、まちづくりを進めていきます。</p>   |

表 14.3-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類   | 意見書の概要  | 都市計画決定権者の見解  |
|------|---|--|
| 事業計画 | 道路を整備して、2階建ての観光バスが通れるようにし、駐車場の整備をして欲しい  | 東名高速道路や保土ヶ谷バイパスなどの幹線道路に近接する優位性を最大限発揮できるよう、道路アクセスの強化や計画地区内の土地利用を考慮して、計画地区内の道路ネットワークを形成します。あわせて、将来の土地利用者に駐車場設置を促していきます。  |
|      | 物流地区や観光・賑わい地区、それに伴う道路や交通施設の創設が現行の開発の基準で行われた場合、昨今の気象激化で豪雨傾向が増々激しくなる中、内水及び洪水による大規模な浸水被害が増えるのではないかと。   | 本事業では、河川への雨水の流出量を抑制する措置として、対象事業実施区域内に30年確率降雨に対応する調整池を適切に配置します。<br>また、透水性・保水性舗装、雨水浸透枳等の活用や超過降雨に対しては、ハザードマップの周知等のソフト対策を活用するとともに、必要な道路側溝等の雨水排水対策を実施します。                         |
|      | この地域は3河川の源流となっており、今後の雨量によっては水没する可能性があります。土地利用の際は十分な(水源にふさわしい)遊水地を設けることや排水のための暗渠の設置を考えるべきです。   |  |
|      | 瀬谷区瀬谷町で洪水があったが、防災・減災の対策や道路側溝が整備されていない。  |  |
|      | 盛土、切土の問題もあり、急な予期せぬ降雨も考えられます。工事中にも遊水地を設けるべきです。仮設遊水池4(の容量)はもう少し増やすべきです。   | 工事中には、仮設調整池をそれぞれの流域毎に設置します。その規模は集水区域の面積や過去の降水量を考慮し、適切に設定しています。   |
|      | (地区内の地表水の確保について)<br>この地域は4つの河川の源流域になっています。和泉川の流域に住み、十数年毎水位・水質・気温・水温・水生生物等を観測していますが、近年は水位の変動が激しくなっています。これは世界的気候変動に連動した動きであるとともに、源流域の透水性・保水力の低下によるものだと考えられます。安定した水量を確保するために森(緑のダム)の拡大、大きな地上式調整池の設置を望みます。水位が安定すれば流域の生活者の安全や豊かな生態系が保持されます。  | 和泉川流域においては、公益的施設用地として、現在の地形や自然環境を生かした土地利用計画としています。緑のダムの拡大や地上式調整池の設置については、貴重なご意見として参考にさせていただきます。<br>なお、河川の流量については、「河川の形態・流量」(準備書P.9.7-11~13参照)において、予測、環境保全措置の検討並びに評価を実施しています。 |
|      | (水田のある谷戸を生きた自然博物館に)<br>地区内の相沢川の上流域は水田のある谷戸が存在しています。大都市横浜の中であって日本の原風景を思い起させる場所であり、ここには多くの良さが残されています。日本人の命を支えてきた米の栽培、水田の持つ豊かな生態系と日本の原風景としての景観、豪雨時の自然の遊水池機能、地下水脈への水の供給等。これらの事項は環境教育の格好の生きた教材になります。<br>また計画では相沢川は、迂回された上に暗渠化されるようですが、これでは川は死んでしまいます。横浜市は和泉川やいたち川のように「多自然工法」の実績があります。これを活用して整備すべきです。 | 相沢川については、まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、現況のコンクリート三面張りの構造を暗渠化する計画です。また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出については、暗渠化した相沢川より取水することにより、新たに創出します。                             |

表 14.3-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類   | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|------|--|--|
| 事業計画 | <p>対象地域の環境保全の見地から、代償措置は不十分ではないかと感じており、この地域が有する凹凸の自然地形とそれが生み出す水域環境を上手に生かした事業計画への軌道修正を提案します。</p> <p>これからの国土形成の柱として、国（主に国土交通省や環境省等々）は「流域治水」に舵を切り、持続的な国土管理（流域管理）を実現していくグリーンインフラとセットで異常気象下における治水と環境の共存による持続的な社会を構築していこうとする国全体の新たなムーブメントがある中で、盛土・切土による平坦化や河川の切り回しといった今回の区画整理事業の準備書は昭和の時代の開発計画かと錯覚するような内容であり、横浜市としてこれからどのような地域、郷土を次世代に継承していきたいかという理念が全く感じられない内容に落胆しました。</p> <p>戦後、米軍基地という特殊な環境から、横浜市内でも極端に開発が遅れ、多くの地域で失われた自然環境が今なお残る貴重な地域となりました。中でも、このエリア固有の自然資産として相沢川上流域の「谷戸地形」があげられ、谷戸が育む水域環境が多く生き物の生息・生育の場となり、それこそ「昭和」の時代と今でも触れ合える横浜市内の貴重な空間が残されています。この谷戸が有する自然環境の価値を専門家はどのように評価しているのでしょうか？現在計画されている代償措置で、この谷戸が有する価値を十分に補えるという科学的な根拠を示すことなく、区画整理事業の環境影響評価は妥当と判断されているところに大いなる疑問を感じます。</p> <p>横浜の次世代に何を継承していくかを考えた時、凹凸を埋めて平らにする、河川は切りまわして暗渠で隠すというひと昔前の開発計画ではなく、この地域（流域）が有する貴重な自然資産を最大限に生かした土地利用計画を、専門家の英知を結集して是非とも検討頂きたいと思えます。</p> <p>例えば、ふるさとの川整備事業で自然豊かな川へと再生された同じ瀬谷区内の和泉川のような地域と一体となった川づくりを、相沢川や大門川ではできないものでしょうか？</p> | <p>相沢川については、まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、現況のコンクリート三面張りの構造を暗渠化する計画です。また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出において、暗渠化した相沢川より取水することで、新たな水辺環境を創出します。</p> <p>また、地区全体で多様な機能を持つグリーンインフラを活用することを検討していきます。</p> |

表 14.3-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類   | 意見書の概要  | 都市計画決定権者の見解   |      |              |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
|------|---|---|------|--------------|------|----|---|--------|------------------------|------|--------------|---|--------|-------|------|-----------|---|----|------------------------|------|--------------|
| 事業計画 | <p>観光・賑わい地区は盛土、切土を行い、全変更となる。相沢川を切り回して2km以上が暗渠となる。水のゆたかな瀬谷の良い所を全て覆い隠すような、考えられない改造である。和泉川の東山の水辺の様な子供たちが遊べる川にしてほしい。</p>  | <p>相沢川については、まとまった土地利用を行うにあたり、河川による土地の分断を避けるため、現況のコンクリート三面張りの構造を暗渠化する計画です。</p> <p>また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出において、暗渠化した相沢川より取水することで、新たな水辺環境を創出します。</p>   |      |              |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
|      | <p>調整池は5つあるが、1つぐらいは、水鳥が飛来するような調整池を兼ねた大きな池にしてほしい。</p>  | <p>本地区に整備する調整池は、雨水を一時的に貯め、河川への流出を遅らせることにより、河川水位の急激な上昇を防止することを目的に設置するものです。調整池の具体的な設えについては、今後関係部署と協議し、決定することとしています。</p> <p>また、動植物の環境保全措置で実施する、相沢川における保全対象種の生息環境の創出において、暗渠化した相沢川より取水することで、新たな水辺環境を創出します。</p>                 |      |              |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
|      | <p>調整池を各所につくる予定のようですが、コンクリートのプールのようなものではなく自然の池のような形にしてください。</p>   | <p>本地区に整備する調整池は、雨水を一時的に貯め、河川への流出を遅らせることで、河川水位の急激な上昇を防止することを目的に設置するものです。調整池の具体的な設えについては、今後関係部署と協議し、決定することとしています。</p>   |      |              |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
| 事業計画 | <p>地域の課題解決策としてグリーンインフラ手法の展開を推進することに対して勇気づけられました。準備書を拝読しながら下記キーワードの視点で推敲しました。</p> <p>a)デミングサイクル、b)現状打破（ブレークスルー）、c)パーナード組織の3要素（組織目的・協働意欲・情報共有）、d)首都圏最大規模（700ha）の巨大空間資源、e)横浜西の玄関口</p>  | <p>いただいたご意見にあるキーワードにつきましては、今後の事業計画の深度化を図る際に参考とさせていただきます。</p>  |      |              |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
|      | <p>地域の課題解決に小さなグリーンインフラ的実践活動事例</p> <table border="1" data-bbox="338 1491 847 1615"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>課題</th> <th>自然環境の機能</th> <th>実践活動</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>荒廃した竹林</td> <td>景観形成、<br/>生物の生息・生育の場の提供</td> <td>NPO他</td> <td>地域振興・環境・体験学習</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>散乱した落葉</td> <td>景観形成、</td> <td>NPO他</td> <td>土壌改良・体験学習</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>荒地</td> <td>景観形成、<br/>生物の生息・生育の場の提供</td> <td>NPO他</td> <td>地域振興・環境・体験学習</td> </tr> </tbody> </table> | No  | 課題   | 自然環境の機能      | 実践活動 | 効果 | 1 | 荒廃した竹林 | 景観形成、<br>生物の生息・生育の場の提供 | NPO他 | 地域振興・環境・体験学習 | 2 | 散乱した落葉 | 景観形成、 | NPO他 | 土壌改良・体験学習 | 3 | 荒地 | 景観形成、<br>生物の生息・生育の場の提供 | NPO他 | 地域振興・環境・体験学習 |
| No   | 課題  | 自然環境の機能   | 実践活動 | 効果           |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
| 1    | 荒廃した竹林  | 景観形成、<br>生物の生息・生育の場の提供  | NPO他 | 地域振興・環境・体験学習 |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
| 2    | 散乱した落葉  | 景観形成、   | NPO他 | 土壌改良・体験学習    |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
| 3    | 荒地  | 景観形成、<br>生物の生息・生育の場の提供  | NPO他 | 地域振興・環境・体験学習 |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |
| 事業計画 | <p>今の貴重な原っぱは残し、周辺に桜を植えて市民の花見の場所を確保などは出来ませんか。</p>  | <p>桜については、「人と自然との触れ合いの活動の場」の環境保全措置で、新しい桜並木等を創出することとしています。また、海軍道路の桜並木ついて、準備書P.2-59「イ.海軍道路の桜並木の検討状況」に記載のように、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げており、現存する桜の残置や移植、伐採の考え方、新たに樹木を新植する場合の樹種の選定などについて、意見交換を行っているところです。</p> |      |              |      |    |   |        |                        |      |              |   |        |       |      |           |   |    |                        |      |              |

表 14.3-1(9) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類     | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|--------|--|--|
| 環境影響評価 | <p>手続全般</p> <p>テーマパークの環境影響評価準備書がまだ出ていません。テーマパークも他の公園関係なども全て準備書を市民に示したうえで、十分自然環境を保全できるなら工事に入るのが順序と考えます。インフラ関係などを先に工事しようと言っても、それを先に整えることが固定化されてしまい、自然を破壊せざるをえないような事態になることは避けるべきです。</p>             | <p>土地区画整理事業は、将来の土地利用のための基盤整備を行うものであり、都市計画決定の手続と並行して環境影響評価を行っています。テーマパーク等の上物建設については、土地区画整理事業者が行うものではなく、その規模が横浜市環境影響評価条例の規模要件を上回ることとなった場合は、改めて上物事業者により環境影響評価が行われることになります。</p>  |
|        | <p>環境影響評価項目</p> <p>これまでほとんど光を発しなかった地域に、照明など、光を出す器具が設置されると、夜空が明るくなり、地域の夜の光環境が劣化することになる。環境省の「光害対策ガイドライン」を遵守し、工事中も含めて施設の供用時に、瀬谷区近隣の光環境の劣化を最小限に留めるようにしていただきたい。</p>                                   | <p>都市計画対象事業は土地区画整理事業であり、光害を生じるような施設の設置は計画していません。なお、工事中において、やむを得ず夜間作業を行う場合は、ルーバー等により上空に光が漏れないよう努めるなど、光環境の劣化防止に配慮します。</p>  |
|        | <p>環境影響評価項目</p> <p>計画通り事業がすすめられた場合、現状の水田や畑、樹木などで形成されている里山環境などが持つ保水能力を失うことになる。気候変動の影響でこれまでに経験の無い大雨による水害を防ぐことができるのか、評価項目に入れて検証するべきであり、下流域での水害を防ぐためには、現状の保水環境を残すことが必要です。従って、環境影響評価に浸水の項目を入れること。</p> | <p>本事業では、河川への雨水の流出量を抑制する措置として、対象事業実施区域内に30年確率降雨に対応する調整池を適切に配置します。</p> <p>なお、放流先河川への影響については、河川の形態・流量について予測評価を行い、準備書P.9.7-12(表9.7-10)に示すように、環境保全措置として透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保や、環境保全措置の効果を定量的に把握するためのモニタリングによる河川流量の監視を実施することとしています。</p> |
|        | <p>環境影響評価項目</p> <p>環境影響評価に「浸水」の項目を入れて下さい。</p> <p>軟弱地盤であると思うので、よく調査してほしい</p>  | <p>準備書P.3-32(図3.2-11)に示すように、現在の相沢川、大門川沿い等に5m未満の軟弱地盤層が分布しています。今後、工事を実施するうえでも必要に応じて調査をしていきます。</p>  |

表 14.3-1 (10) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類     | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|--------|--|--|
| 環境影響評価 | <p>方法書に対する知事意見では、上瀬谷ライン整備事業、公園整備事業の2つの関連事業の実施による環境影響を適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定等の検討を行うこと、地域住民に分かりやすく説明することを求めているが、準備書には、「準備書提出時点で事業計画の詳細が明らかにならなかったため、関連事業の環境影響評価手続きの中で、関連事業の環境影響に本事業の環境影響も含めて、複合的影響を明らかにしていく旨について、関連事業の事業者と調整しています。」としているだけです。</p> <p>「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」は、当該区画整理事業と切り離すことはできないもので、この工事に係るトンネル掘削工事などは、地盤や水の流れなど地域に重大な影響を及ぼすものであり、すみやかに環境影響評価準備書段階での所要の手続きを行うこと。</p> | <p>(仮称)上瀬谷ライン整備事業並びに公園整備事業との複合影響については、各事業計画が明らかになった時点で、当該事業の環境影響評価手続の中で都市計画対象事業(土地区画整理事業)による環境影響を含めて示すよう、関連事業と調整しています。</p> <p>なお、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の準備書については、適切な時期に手続を行っていきます。</p>   |
|        | <p>県知事意見に示されている新交通システムや土壌汚染処理について、市民が安心できるようにして下さい。</p>  | <p>(仮称)上瀬谷ライン整備事業並びに公園整備事業との複合影響については、各事業計画が明らかになった時点で、当該事業の環境影響評価手続の中で都市計画対象事業(土地区画整理事業)による環境影響を含めて示すよう、関連事業と調整しています。</p> <p>なお、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の準備書については、適切な時期に手続を行っていきます。</p> <p>土壌汚染については、国に適切な対応を求めていきますが、土地区画整理事業着手時に汚染土壌がある場合は、市で土壌汚染対策法に則った適切な対応を行い、それに要した費用については、国に負担していただくよう調整を進めます。</p> |
| 大気質    | <p>計画ゾーンのNo2は0.005PPMとしているが、冬期と夏期では異なる。現状4号線沿線ではもっと高い。測定結果を再度見直して下さい。</p>  | <p>ご意見のとおり、準備書P.9.1-9(表9.1-10)及びP.9.1-11(表9.1-13)によれば、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)について、冬季と夏季では濃度が異なり、冬季の期間平均値は、各現地調査地点とも夏季より高い濃度になっています。</p> <p>また、環状4号線沿道の「沿道大気5」の地点では、夏季0.009ppm、冬季0.020ppmとなっています。(いずれも季節別に7日間測定した期間平均値)</p>   |



表 14. 3-1 (11) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類     | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|--------|--|--|
| 地下水    | <p>p3-25 でテトラクロロエチレンが検出されているが、元上瀬谷通信施設の影響と考えられるため、対策が必要となるのではないのでしょうか。</p>   | <p>準備書 P. 3-24～25 において相沢三丁目の調査地点の井戸から環境基準を超えるテトラクロロエチレンが確認されています。一方、防衛省による調査結果においては、対象事業実施区域内においてテトラクロロエチレンは検出されておらず、旧上瀬谷通信施設との因果関係は想定しにくい状況です。ただし、地下水の水質については、事後調査を行い、万一、テトラクロロエチレンによる汚染が確認された場合は、その原因を究明し、適切な対応を行います。</p>  |
|        | <p>(地下水の確保について)<br/>この地域は瀬谷区で最も海拔の高い場所になっていて、瀬谷区を北から南に向かって続いている地下水脈の水の供給源になっていると考えられます。「2002 年 瀬谷区防災マップの災害用井戸」の分布が地下水脈を物語っています。今後気候変動は激しくなると予想されたり大規模地震発生も懸念される中、現在の上水道での水の供給も万全とは言えません。区民の命を守るためにも地下水脈の確保が望まれます。</p>  | <p>対象事業実施区域及びその周辺の広域的な帯水層としては、準備書資料編 (P. 資料 地下水 2) の地質断面図の洪積砂礫層 (Dg) が該当し、対象事業実施区域内においては概ね GL-15m 以深に分布しています。都市計画対象事業ではこの深度に至る造成は現時点では計画していないため、地下水脈の連続的な遮断による影響は回避できるものと考えています。</p>   |
| 環境影響評価 | <p>鉛等の土壌汚染については、横浜市が責任を持って処理し、ppp (汚染者負担) の原則に則り国にその財源を請求すべきです。</p>  | <p>土壌汚染については、国に適切な対応を求めています。土地区画整理事業着手時に汚染土壌がある場合は、市で土壌汚染対策法に則った適切な対応を行い、それに要した費用については、国に負担していただくよう調整を進めます。</p>  |
|        | <p>土壌汚染は掘削除去を国と市の責任で進めることを求めます。</p>  |  |
|        | <p>掘削量の計算にあたっては、大雑把すぎるので、汚染土壌の把握を 5m×5m で行う区画とすべきです。<br/>そして、1m、2m の深度での汚染土壌分析を行い、汚染土壌の掘削範囲を決め、行うべきです。<br/>土壌汚染の鉛等について、防衛省が実施した 10m×10m の区画のうち、1 か所の土壌検査では汚染の実態がつかめたとはいえません。土壌汚染対策法の本来の趣旨に基づいて市民の安心・安全を守るため汚染土壌の「掘削除去」を行うことが国と本市の責務だが、準備書では、掘削除去だけではなく区域によっては、舗装・盛土・区域内土壌入れ替えなどの手法を示している。これでは到底市民の安全安心につながる土壌汚染対策とは言えない。国と本市の責務として、土壌汚染対策法の本来の趣旨に基づいて市民の安心・安全を守るために汚染土壌の除去にあたっては、5m×5m の区画で、表層及び深度方向 1m と 2m とで土壌分析を実施し、掘削除去すべき土壌の把握を行うこと。</p> | <p>防衛省による土壌汚染調査は、土壌汚染対策法に基づき、地歴調査による土壌汚染の恐れ区分 (準備書 P. 9. 9-3 (表 9. 9-1) 参照) に応じて、土壌汚染が存在するおそれが比較的多い地域では 10m×10m で調査を行うなど、適切に調査がなされています。(具体的な調査方法は準備書 P. 9. 9-4、5 参照) 準備書に記載した掘削土量の算定は、その結果を用いて、例えば、表層 1m まででのみ汚染が確認された範囲は、安全を見て 2m まで掘削を行うことを前提とするなど、安全側に土量計算をしています。</p> |

表 14.3-1 (12) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類             | 意見書の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|----------------|---|---|
| 環境<br>影響<br>評価 | <p>P.9.9-13で4行目、なお以下の文で、この地点は問題がないとしているが、鉛の性質上、普通、溶出試験では検出されないため、何かは起きている可能性があります。よく調査して、後で問題が出ないように対策を講じるべきです。地下水調査に問題があると予想されます。</p>        | <p>準備書において、対象事業実施区域南東部の深さ8, 9mの位置で鉛(土壤溶出量)が基準を超過している地点については、大規模な土地の造成等はありません。また、和泉川の水質調査結果等によると現状では水質汚染も見られていないことから、掘削除去等の対応は行わないこととしています。</p> <p>なお、工事中においては、当該地点近傍の敷地境界付近にて、対象事業実施区域及びその周辺の広域的な帯水層を対象として、地下水の水質の事後調査を行う予定であり、万一、汚染が確認された場合は、適切な措置を講じます。</p> |
|                | <p>汚染土壌(ほぐし)とありますが、ほぐしは他の汚染されていない土壌との混合なので、希釈されます。汚染土壌のほぐしによる排出は認められません。</p>  | <p>汚染土壌を場外に搬出する際、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」(環境省)に準じて、運搬中に飛散等がないようフレキシブルコンテナ等にて密閉して運搬しますが、地山(地盤)の固結した土壌を掘削し、フレキシブルコンテナ等に充填する際、土の体積が増えることが分かっており、その状態をほぐしと表現しています。他の汚染されていない土壌との混合を行うことはありません。</p>   |
|                | <p>防衛省が行った土壌調査の結果を記載すべきで、独自に調査を行ったならそのデータも記載すべきです。</p> <p>P.9.9-2~7に文献等の調査結果が地図により記載されているが、データや汚染状況が把握できないため、数字のデータを付記するなど、分かりやすく記載すべきです。</p> | <p>土壌汚染については、防衛省による調査結果を用いて予測評価を行いました。その調査結果は、準備書P.9.9-2~P.9.9-7、資料編P.資料 土壌汚染6~8などに記載しています。また、汚染状況を市民の皆様に見やすく表現するために、準備書では図表で記載しています。</p>   |
|                | <p>民有地において掘削除去されている部分がどこであるかと汚染のデータを記載して下さい。</p>  | <p>掘削除去を行った民有地の位置や汚染状況については、個人の資産に関する情報のため、準備書には記載していません。</p>   |
|                | <p>土壌汚染は完全に除去して下さい。</p>   | <p>土壌汚染の対策手法については、将来の土地利用に支障が生じないように、土壌汚染対策法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に則り、事業者により、適切な対応を実施します。</p>   |
|                | <p>土壌汚染処理を完全に行うための手順や具体的計画を示して下さい。それなしには前へ進めません。</p>  |   |
|                | <p>敷地内の切土、盛土に混入する恐れがあるため、汚染土壌の排出に関する立ち入りを設けてください。</p>   | <p>汚染土壌の搬出に当たっては、他の盛土や切土と混入しないように適切に対応します。また、立ち入り制限を設けたうえで実施します。</p>  |

表 14.3-1 (13) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類     | 意見書の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|--------|---|---|
| 環境影響評価 | <p>移動や移植するだけでは、生態系を守ることにはならないことは明かです。事業者の都合で進められてしまえば多種多様な動植物を守れる保証はなく、一度失った生態系を取り戻すことができない事実に向き合うべきです。</p> <p>「事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価」としているが、事業者の都合で進められてしまえば多種多様な動植物を守れる保証はなく、一度失った生態系を取り戻すことができない。現状の水田を核とした地域を維持すること。</p> | <p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p> |
|        | <p>多くの野鳥（留鳥・猛禽類・貴重な渡り鳥など）などの生息地が間違いなく奪われるでしょう。猛禽類などは餌場となる広大な畑や山林が必要です。原っぱがあってこそ野鳥（渡り鳥・シギやチドリなど）も消える事必定です。かつてたくさん生息していたキジは、開発により阿久和地区からも姿を消し、ここでも姿が消えるでしょう。</p> <p>虫や植物などに配慮したサンクチュアリはできませんか。</p>  |   |
|        | <p>環境保全措置を実施しても、確実に保全できるとは限らないと理解します。特に、造成工事においては生態系の上位種などに影響が大きく、環境保全措置の効果は不確実です。</p> <p>また、環境影響の低減が図られると評価していますが、どの程度低減されるのか定かではありません。</p>  |   |
|        | <p>動物、植物、生態系の環境保全措置は、これだけの面積の田んぼや、畑、水路、樹林、草地、相沢川を埋め立てる事で生じる環境影響の低減が図れる措置とは思えない。</p> <p>建前だけの措置ではなく、具体的に創出内容、措置内容を提示して現状と比較して頂きたい。</p>   |   |

表 14.3-1 (14) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類     | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解   |
|--------|--|---|
| 環境影響評価 | <p>公園・防災ゾーンについて大規模な池、水性湿地ゾーン（300m x 200m 規模が望ましい）を作られることを提唱します。旧上瀬谷通信施設跡地は瀬谷市民の森に続く恵まれた環境を有していますが、水辺が無いという環境上の欠落があります。野鳥等生き物の半数近くは、湖沼・湿地と水に起因した環境に生息します。当該地域は相沢川源流域にあたり、大規模な池、湿性ゾーンの創生は十分可能と思われます。下流の遊水地と併せ、涵養機能を高め大雨時の遊水機能をも付加し、グリーンインフラとしての有効活用も図るものです。</p>                | <p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p> <p>その中で、グリーンインフラとしての有効活用についても検討し、深度化を図ります。</p>  |
|        | <p>（対象となる地区が総て切土・盛り土になること）</p> <p>現在地表には多種多様な植物が繁茂し、その中には在来の希少種もあり、それらの植物を基盤とした生態系が築かれています。盛り土・切土によってこれらの植物は全滅してしまいます。すでに3年前に盛り土がなされたところは、オオブタクサの林状態になっており、その他オオマツヨイグサなどの外来種でおおわれています。長い年月にわたって築かれてきた生態系は崩れてしまい、生態系の頂点に立つ猛禽類も生存できなくなる恐れがあるため、できる限り現在の地形を生かして整備されるよう望みます。</p> | <p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>創出した環境や整備した緑地については、維持管理の中で、外来種対策も併せて検討してまいります。</p>  |
|        | <p>鷹の仲間（ノスリ、チョウゲンボウ、オオタカ、ツミ、サシバ）や、イタチ、タヌキは現在の草地や農地、水辺を必要としている。現在の環境保全措置では生態系が守られるとは思えない。</p> <p>一度破壊された環境を、元には戻せない。未来の子供たちに、水と緑の瀬谷を残してほしい。</p>   | <p>鷹の仲間の一部（ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ）は、工事中には一時的に逃避する可能性があります。供用時には農業振興地区として整備した耕作地環境を利用すると考えています。</p> <p>イタチ、タヌキは、対象事業実施区域周辺に樹林が残存することから、生息は可能であると考えています。</p> <p>動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> <p>なお、創出する保全対象種の生息環境は公園整備事業の対象事業実施区域内であることから、一体的な整備ができるよう公園事業者と協議を行っていきます。</p> |

表 14. 3-1 (15) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類     | 意見書の概要   | 都市計画決定権者の見解  |
|--------|--|--|
| 環境影響評価 | <p>動物・植物・生態系</p> <p>猛禽類の獲物はほとんどがヒヨドリ、ムクドリなどの野鳥で、それらの野鳥は広大な草地や点在する樹木、森林にささえられて生息しています。造成工事などで広大な草地や樹木が失われることのないようにし、公園関係なども最小限の整備にとどめ、広大な草地や樹木を自然の状態のままに残してください。地面より上の空間についても配慮が必要で、猛禽類の狩に大きな障害となるため、国際園芸博覧会も含めて広場を含む広大な草地や畑地に高い建造物・人工物を造ることはやめてください。電線も、地下に通してください。今回の猛禽類の確認位置図にはあまり掲載されていないようですが猛禽類の求愛飛行（ディスプレイ・フライト）が見られることもあります。生態系の上位種が生息し繁殖行動も見られるような優良な自然をだめにしてしまう「造成」、その中心となるテーマパーク関係は計画の変更を求めます。準備書の内容は自然保護公園のような形を示唆していると確信します。</p> | <p>本地区では、令和2年3月にまとめた「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいたまちづくりを進めており、土地利用として、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンを設定し、各ゾーンが連携することにより「郊外部の新たな活性化拠点の形成」を目指すこととしています。</p> <p>なお、まちづくりのコンセプトにおいて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを進めていくことを位置付けており、都市的土地利用も含めた地区全体で、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>観光・賑わいゾーンについては、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点の形成に向け、検討を進めていきます。</p> <p>土地区画整理事業の特性上、土地の造成を伴う事業となりますが、動植物の重要な種をはじめ、生態系を保全するための環境保全措置として、現状の地形等をいかした形で保全対象種の生息環境を創出するとともに、対象事業実施区域を周辺の緑との連続性に配慮して整備することにより、動物、植物、生態系への影響を可能な限り低減します。</p> |
| 環境影響評価 | <p>景観</p> <p>表 9. 13-8 主要な眺望点 景観現地調査地点 地点 5 「東山ふれあい樹林」について、地点 5 「2 級河川和泉川流域の 5 つの水辺（二ツ橋の水辺・東山の水辺・関ヶ原の水辺・寺ノ脇の水辺・宮沢遊水地）、4 ヶ所の特別緑地保全地区（宮沢・蟹沢、東山、宮沢、宮沢三丁目）」のとおり、名称の追加をお願いしたい。また、地点 20 として「全通院勢至堂隣接台地。霊峰富士・丹沢山塊の遠景。」を追加して欲しい。</p>   | <p>主要な眺望点の地点名については、準備書 P. 9. 13-8（表 9. 13-8）の下に記載した資料の名称に基づき記載しています。</p> <p>また、丹沢の山並みについては、準備書 P. 9. 13-9（表 9. 13-9）に記載した通り、景観資源のひとつとしています。</p>  |
| 環境影響評価 | <p>地域社会</p> <p>交通渋滞問題について調査と対策がまったく不十分。</p> <p>市民からは大気汚染、交通渋滞、住環境など周辺環境悪化への懸念が示されている。2026 年時点の車両状況を予測して、交通量は現状より増えることは認めながらも、公共交通機関の利用促進の環境保全措置を講ずることにより、交通流への低減するよう努めますとしていることは看過できず、1500 万人来場を見据えた供用開始時期との整合性が取れているとは言えません。大気汚染については、準備書では現状と工事期間についての記載しかなく、（供用時の）環境保全措置の検討を行うことが求められています。</p>  | <p>準備書「9. 17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点等があるため、準備書 P. 9. 17-65（表 9. 17-25）に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。また、供用時の関係車両による大気汚染に係る環境影響評価結果については、準備書 P. 9. 1-57～67 に記載しています。</p>   |

表 14. 3-1 (16) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

| 分類     | 意見書の概要  | 都市計画決定権者の見解   |
|--------|---|---|
| 環境影響評価 | <p>予想される交通渋滞対策を明確にすることを求めます。</p>  | <p>準備書「9. 17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点があるため、準備書 P. 9. 17-65 (表 9. 17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p>   |
|        | <p>計画案の走行ルートでは 1500 万人の収客を処理しきれない。特に 16 号の交通渋滞は解消されないため、安心できる根拠を示して下さい。</p> | <p>準備書「9. 17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点があるため、準備書 P. 9. 17-65 (表 9. 17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p> <p>また、将来の主要アクセス道路や区域内道路については、マウントアップされた歩道を整備し歩車道分離を図るなど、市民の皆様が安心して通行ができる計画としています。</p> |
|        | <p>予想される交通渋滞が地域住民の日常生活にどのような悪影響があるか、安心というならば、その理由を具体的に知らせて下さい。</p>          | <p>準備書「9. 17 地域社会」において、新交通システム及び周辺道路ネットワークの整備が行われた時期を予測対象時期として、関係車両の走行による交通混雑について予測評価を行いました。その結果、予測を行った全ての交差点において、限界需要率を下回りました。なお、現況よりも交差点需要率、交通容量比が増える交差点があるため、準備書 P. 9. 17-65 (表 9. 17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p> <p>また、将来の主要アクセス道路や区域内道路については、マウントアップされた歩道を整備し歩車道分離を図るなど、市民の皆様が安心して通行ができる計画としています。</p> |
|        | <p>交通渋滞対策が明確でないので、安心できる根拠を明確にしてください。</p>                                    | <p>準備書 P. 9. 17-65 (表 9. 17-25) に示す環境保全措置を講じ、関係車両の走行による影響の低減に努めます。</p> <p>また、将来の主要アクセス道路や区域内道路については、マウントアップされた歩道を整備し歩車道分離を図るなど、市民の皆様が安心して通行ができる計画としています。</p>  |
| 事後調査   | <p>事後調査に硝酸性窒素、テトラクロロエチレンを加えるべきです。</p>                                       | <p>河川の水質（水の汚れ）と地下水の水質の事後調査については、環境基準項目を対象に行うこととしています。従って、地下水の水質の環境基準項目である硝酸性窒素やテトラクロロエチレンも調査対象となります。</p>  |
| 関連事業   | <p>地下式トンネルや上瀬谷車両基地を作る話ですが、中止にしてください。</p>                                    | <p>相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とし、旧上瀬谷通信施設に至る新交通システムを整備する「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」は、旧上瀬谷通信施設の大規模な土地利用転換に伴う交通需要等への対応や横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に寄与するものであり、本市にとって必要性の高いものと考えています。</p>   |

### その他のご意見

表 14. 3-1 の他に、記載内容が不明瞭のため解読ができなかった意見書、本事業と関連のない意見書が 2 通ありました。